

第1回こども家庭審議会 こどもの貧困対策・ひとり親家庭支援部会

山野意見

★SSW について

令和5年度こどもの貧困対策に関する主な施策について

- スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置充実
 - ・ 全てのこどもが集う場である学校をプラットフォームとして、不登校や虐待などこどもやその家庭が抱える課題への早期対応を図るため、令和5年度においては、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの貧困や虐待等への対策のための重点配置校を前年度比3,900校増の16,200校とするなど、配置を推進する。

→次々と起きる子どもの事件、問題

政策として本当に子どもの最善の利益を優先しているのか。

子どもや家庭の貧困など見えないニーズをつかみ対応できているのか。

→現状、SSWは呼ばれてくる、特別に置かれる人であって、子どもの学校生活の中でニーズをキャッチして動くSW活動ができていない。＝配置の少なさ。

職責を明確化し（スクリーニングの実施など全数把握の学校組織のなかで仕組みとしてニーズをキャッチし、丁寧に子どものニーズに沿った対応を先導していく役割）、正職化すべきである。

以下、日本ソーシャルワーク教育学校連盟の作成資料より。

我が国の未来のため、子ども・若者の教育環境と生活環境を保障する

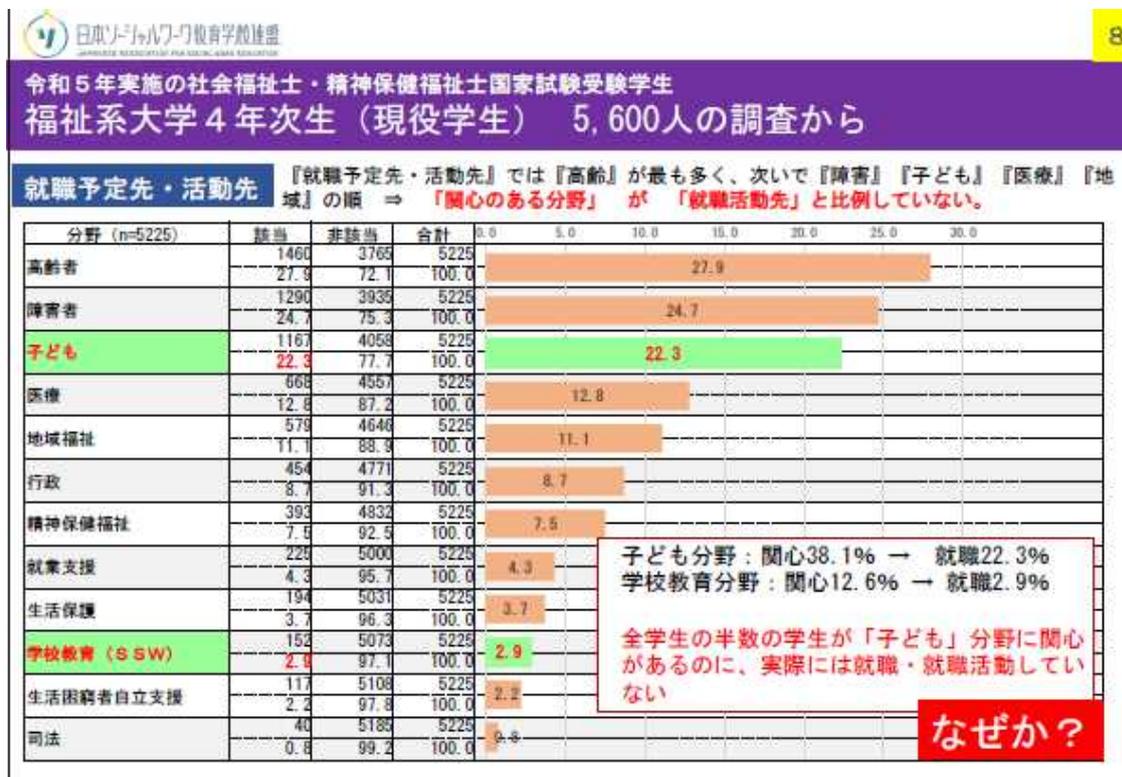
■ 文部科学省スクールソーシャルワーク活用事業では

◆スクールソーシャルワーカーの活動目標は
 「児童生徒の一人一人のQOL（生活の質）の向上とそれを支える学校・地域を作ることである。その達成のためには、**教育現場の安心・安全の向上、家庭環境の安心・安全の向上の2つ**が果たされなければならない。
 スクールソーシャルワークは、それを学校等の教育現場を基盤として行うもの」とされている。 ※文部科学省SSWガイドライン（草案）より

○ 学校教育現場において教員が教育に専念できる環境の整備（働き方改革含む）
 ○ 児童生徒の学習権の保障
 ○ 子ども・若者の命、権利、育ち、生活を守る（ウェルビーイング）
 これらの観点から、小・中学校等において社会福祉士等ソーシャルワーカーを常勤配置化することは極めて有効

1. スクールソーシャルワーカーを常勤配置化することで、福祉系大学等で国家資格を取得した有資格者をスクールソーシャルワーカーとして確保可能となる。（ただし、正規雇用によるソーシャルワーカーの常勤配置をするための法整備や財政措置等が必要。）
 2. 学校教育において、社会福祉士・精神保健福祉士を「ソーシャルワーク専門職種」として位置づけづけることにより、上記3点（教員の働き方改革、学習権の保障、子ども・若者のウェルビーイングの増進）が図られる。

1 学年 1.2 万人の有資格者誕生。以下、学生の興味と実際の就職のギャップ。



SSW のなり手がいないのではなく、正職採用希望学生が 94%いるが。。

